

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	松戸市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の目的 松戸市(以下「本市」という。)が国民健康保険被保険者を対象とする行政を適切に行い、また、被保険者に適正な保険給付等を行うためには、被保険者に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>2 事務の全体概要 国民健康保険は、国民健康保険法に基づき実施される事務であり、本市は、被保険者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納整理、また被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付に関する申請、届出の受付、支給及び被保険者証、限度額適用認定証の発行等の事務を行う。</p> <p>3 特定個人情報を取り扱う事務 本市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 国民健康保険の加入又は脱退の届出受理、被保険者証の交付、高齢受給者証の交付 (2) 保険料の賦課及び納入の通知 (3) 療養の給付、出産育児一時金、葬祭費及び高額療養費の支給、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証又は特定疾病療養受療証の交付 (4) 保険料の徴収又は還付、督促状の送付 (5) 滞納処分、催告書の送付、被保険者資格証明書の交付 (6) 国保連合会を經由した医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供</p>
③システムの名称	<p>(1)国民健康保険システム(資格、賦課、給付、収滞納) (2)庁内共通連携基盤システム (3)中間サーバ (4)番号管理システム (5)国保総合システム及び国保情報集約システム (6)医療保険者等向け中間サーバ等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項、別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務> 1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二 ① 番号法別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「医療保険給付関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93) ② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(9, 12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 78, 97, 106, 109, 120) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「国民健康保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(42, 43, 44, 45) (2) 別表第二省令第25条、第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉長寿部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-712-0141

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	IIしきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年5月25日	IIしきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	I 4②法令上の根拠	② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 97, 106, 109)	② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(9, 12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 78, 97, 106, 109, 120)	事前	根拠法令の見直しによる
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	I 1③システムの名称	記載無し	(5)国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	平成30年度の国保広域化に伴う修正
平成30年7月31日	I 5②所属長	高橋 恒	大塚 滋	事後	時点修正
平成30年7月31日	IIしきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	IIしきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 5②所属長の役職名	大塚 滋	国民健康保険課長	事後	項目の変更に伴う修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IVリスク対策	—	リスク対策を記載	事後	様式改正
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月1日	I 1②事務の概要	記載無し	(6) 国保連合会を経由した医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	I 1③システムの名称	記載無し	(6)医療保険者等向け中間サーバ等	事前	利用範囲の変更による修正
令和2年9月1日	I 4②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二 ① 番号法別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「医療保険給付関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93) ② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(9, 12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 78, 97, 106, 109, 120) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「国民健康保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(42, 43, 44, 45) (2) 別表第二省令第25条、第26条	<オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務> 1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二 ① 番号法別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「医療保険給付関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93) ② 番号法第19条第7号、別表第二第四欄に併給調整に係る特定個人情報で国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項(9, 12, 15, 17, 22, 33, 39, 58, 78, 97, 106, 109, 120) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「国民健康保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(42, 43, 44, 45) (2) 別表第二省令第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	利用範囲の変更による修正
令和3年7月26日	IIしきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	IIしきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正